

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月14日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号		
大規模小売店舗の名称及び所在地		(仮称)エブライ高松下田井店 香川県高松市下田井町373番2ほか		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		小売業者		住所
		名称	代表者	
		株式会社エブライ	代表取締役 岡崎浩樹	広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号
		ほか未定	—	—
大規模小売店舗の新設をする日		平成29年5月21日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		4,587平方メートル		
	駐車場の位置及び収容台数	No.	位置	収容台数
		1	A・B・C棟西側(添付図面3に記載のとおり)	240台
			合計	240台
		※駐車場整備台数258台の内240台を来客用の届出駐車台数、13台を自動二輪車兼用の駐車台数、5台を臨時駐車台数とする。		
		No.	位置	収容台数
		1	A棟西側(添付図面3に記載のとおり)	39台

大規模小売店舗の施設の
配置に関する事項駐輪場の位置及び収容
台数

2	B棟西側(添付図面3 に記載のとおり)	43台
3	C棟西側(添付図面3 に記載のとおり)	21台
	合計	103台

※駐輪場No.1は整備台数40台の内39台を来客用の届出駐輪台数、1台を臨時駐輪場、駐輪場No.2は整備台数45台の内43台を来客用の届出駐輪台数、2台を臨時駐輪場とする。駐輪場No.3は整備台数22台の内21台を来客用の届出駐輪台数、1台を臨時駐輪場とする。
※従業員用駐輪場は敷地内の余剰地に別途確保する。

荷さばき施設の位置及び
面積

No.	位置	面積
1	A棟北西側(添付図 面3に記載のとおり)	19平方 メートル
2	A棟南東側(添付図 面3に記載のとおり)	20平方 メートル
3	B棟南西側(添付図 面3に記載のとおり)	51平方 メートル
4	B棟南東側(添付図 面3に記載のとおり)	41平方 メートル
5	C棟南西側(添付図 面3に記載のとおり)	22平方 メートル
6	D棟北東側(添付図 面3に記載のとおり)	16平方 メートル
7	E棟西側(添付図面 3に記載のとおり)	19平方 メートル
8	F棟南側(添付図面 3に記載のとおり)	25平方 メートル
	合計	213平方 メートル

廃棄物等の保管施設の
位置及び容量

No.	位置	容量
1	A棟北側(添付図 面3に記載のと おり)	1.83立方 メートル
2	A棟南東側(添付 図面3に記載のと おり)	4.82立方 メートル
3	B棟東側(添付図 面3に記載のと おり)	25.03立方 メートル
4	C棟南側(添付図 面3に記載のと おり)	5.67立方 メートル

		<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>D棟東側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>5.13立方メートル</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>E棟西側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>1.83立方メートル</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>F棟南西側(添付図面3に記載のとおり)</td> <td>1.83立方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>46.14立方メートル</td> </tr> </table>	5	D棟東側(添付図面3に記載のとおり)	5.13立方メートル	6	E棟西側(添付図面3に記載のとおり)	1.83立方メートル	7	F棟南西側(添付図面3に記載のとおり)	1.83立方メートル		合計	46.14立方メートル
5	D棟東側(添付図面3に記載のとおり)	5.13立方メートル												
6	E棟西側(添付図面3に記載のとおり)	1.83立方メートル												
7	F棟南西側(添付図面3に記載のとおり)	1.83立方メートル												
	合計	46.14立方メートル												
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	<table border="1"> <tr> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>午前8時00分</td> <td>午後12時00分</td> <td></td> </tr> </table>	開店時刻	閉店時刻	備考	午前8時00分	午後12時00分							
	開店時刻	閉店時刻	備考											
	午前8時00分	午後12時00分												
来客が駐車場を利用することができる時間帯	<table border="1"> <tr> <th>駐車場No.(添付図面3上No.)</th> <th>駐車可能時間帯</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>午前7時30分から午前0時30分まで</td> </tr> </table>	駐車場No.(添付図面3上No.)	駐車可能時間帯	1	午前7時30分から午前0時30分まで									
駐車場No.(添付図面3上No.)	駐車可能時間帯													
1	午前7時30分から午前0時30分まで													
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	<table border="1"> <tr> <th>駐車場No.(添付図面3上No.)</th> <th>出入口の数</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">1</td> <td rowspan="4">4箇所</td> <td>出入口No.1: 駐車場北側(添付図面3に記載のとおり)</td> </tr> <tr> <td>出入口No.2: 駐車場北側(添付図面3に記載のとおり)</td> </tr> <tr> <td>出入口No.3: 駐車場南西側(添付図面3に記載のとおり)</td> </tr> <tr> <td>出入口No.4: 駐車場南西側(添付図面3に記載のとおり)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4箇所</td> <td></td> </tr> </table> <p>※出入口No.1・No.3は入口専用、出入口No.2・No.4は出口専用である。</p>	駐車場No.(添付図面3上No.)	出入口の数	位置	1	4箇所	出入口No.1: 駐車場北側(添付図面3に記載のとおり)	出入口No.2: 駐車場北側(添付図面3に記載のとおり)	出入口No.3: 駐車場南西側(添付図面3に記載のとおり)	出入口No.4: 駐車場南西側(添付図面3に記載のとおり)	合計	4箇所		
駐車場No.(添付図面3上No.)	出入口の数	位置												
1	4箇所	出入口No.1: 駐車場北側(添付図面3に記載のとおり)												
		出入口No.2: 駐車場北側(添付図面3に記載のとおり)												
		出入口No.3: 駐車場南西側(添付図面3に記載のとおり)												
		出入口No.4: 駐車場南西側(添付図面3に記載のとおり)												
合計	4箇所													

	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No. (添付図面3上No.)	荷さばき可能 時間帯
		1～8	午前6時00分 ～午後10時00 分

2. 届出年月日

平成28年9月20日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成28年10月14日から平成29年2月14日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年2月14日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ